

(19) 日本国特許庁 (J P)

(12) 特 許 公 報 (B 2)

(11) 特許番号

特許第3473824号
(P3473824)

(45) 発行日 平成15年12月 8 日 (2003. 12. 8)

(24) 登録日 平成15年 9 月19日 (2003. 9. 19)

(51) Int.Cl. ⁷	識別記号	F I	
G 0 6 F 17/60	2 3 4	G 0 6 F 17/60	2 3 4 S
	2 3 2		2 3 2
	2 4 6		2 4 6
	4 2 8		4 2 8

請求項の数 3 (全 11 頁)

(21) 出願番号	特願平10-70036	(73) 特許権者	000002299 清水建設株式会社 東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号
(22) 出願日	平成10年 3 月19日 (1998. 3. 19)	(73) 特許権者	000102728 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号
(65) 公開番号	特開平11-272765	(72) 発明者	坂本 義次 東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号 清水建設株式会社内
(43) 公開日	平成11年10月 8 日 (1999. 10. 8)	(72) 発明者	河原 新助 東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号 清水建設株式会社内
審査請求日	平成12年12月27日 (2000. 12. 27)	(74) 代理人	100088041 弁理士 阿部 龍吉 (外 7 名)
		審査官	小山 満

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 料金明細データ配信処理システム

1

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】 収納機関の請求する料金に係る金融機関や口座、請求の内訳科目の情報を含む料金明細データを記録した記録媒体を入力して金融機関の口座振替のために必要な情報を有する口座振替データ及び請求項目毎に請求の内訳科目の情報を含む電子請求・内訳明細データを作成し利用企業に配信する料金明細データ配信処理システムであって、
電子データとして収納機関毎のデータフォーマットで記録された少なくとも送付先、発出元、契約番号、請求内訳、金融機関の情報を有する料金明細データを記録媒体から入力する料金明細データ入力部と、
各収納機関と金融機関、利用企業に対応して参照することにより前記収納機関毎のデータフォーマットの料金明細データの前記送付先、発出元、料金種別、請求内訳、

2

金融機関の情報から集配信コード、企業コード、種別コード、配信基準日を有するキー部と口座振替に関する情報を有するデータ部からなる口座振替データ、及び請求額と内訳情報と契約番号の情報を有する電子請求・内訳明細データを編集し作成するための編集用データを有する編集用テーブルと、
料金明細データ入力部より入力された前記料金明細データから前記編集用テーブルを参照して金融機関毎に前記口座振替データを編集し作成する口座振替編集部と、
料金明細データ入力部より入力された前記料金明細データから前記編集用テーブルを参照して前記利用企業毎に前記電子請求・内訳明細データを編集し作成する電子請求・内訳明細編集部と、
前記利用企業毎に支払日単位の請求データを書き込んで管理する支払日管理データファイルを有し、当該支払日

10

の所定の営業日前に前記電子請求・内訳明細データを配信する通信制御部とを備えたことを特徴とする料金明細データ配信処理システム。

【請求項 2】 前記料金明細データは、管理レコードと複数の請求書作成番号レコードと会社会計レコードからなり、前記管理レコードは、少なくとも送付先企業コード、発出元企業コードの情報を有し、前記請求書作成番号レコードは、少なくとも契約番号、請求額合計、請求件数、金融機関、口座、複数の請求内訳の情報を有し、前記会社会計レコードは、送付先、請求額合計、請求件数の情報を有し、前記請求内訳は、内訳コードと内訳額からなることを特徴とする請求項 1 記載の料金明細データ配信処理システム。

【請求項 3】 前記データ部は、ヘッダーレコードと複数のデータレコードとトレーラレコードとエンドレコードとトータルレコードからなり、前記ヘッダーレコードは、少なくとも種別コード、振替日、銀行コード、口座の情報を有することを特徴とする請求項 1 記載の料金明細データ配信処理システム。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】本発明は、収納機関の請求する料金に係る金融機関や口座、請求の内訳科目の情報を含む料金明細データを記録した記録媒体を入力して金融機関の口座振替のために必要な情報を有する口座振替データ及び請求項目毎に請求の内訳科目の情報を含む電子請求・内訳明細データを作成し利用企業に配信する料金明細データ配信処理システムに関する。

【0002】

【従来の技術】図 8 は従来の公共料金支払い体系の例を説明するための図、図 9 は料金一括支払システムの構成例を示す図である。キャッシュレス化や料金支払いの自動化に伴い、個人においては、銀行口座からの自動引き落としによる電気、電話、ガス、水道、テレビ受信料等の公共料金の支払いが広く普及している。これらの公共料金は、請求機関（サービス供給会社）のそれぞれの営業所等が検針を行って銀行に引き落としデータを送ると共に、利用者に利用明細書を発行し、利用者が銀行の引き落とし口座に資金を用意することによって、特定の引き落とし口座から料金の支払いが実行される。

【0003】しかし、上記のような公共料金等の自動振替は、個人に普及しているものの、企業にはあまり利用されていないのが実情である。特に、全国的に広範囲に店舗や営業所、出張所等、多くの事業拠点を有する大規模企業では採用されず、図 8 に示すようにサービス供給会社から発行される納付書により納付手続きを行う振込や納付書払いが主流になっている。その理由としては、企業は請求書を受け取って請求内容と金額を確認してから支払う、事前支払承認が企業会計の原則であるため、支払の事後承認となる口座引き落としは、企業になじま

ないこと、さらに、口座引き落としは、引き落とし日、引き落とし金額が確定しないため、企業の資金繰りにおいて資金手当てができず、資金を定期的に寝かせておくという資金ロスが発生することが挙げられる。

【0004】そのため、例えば 1 つの事業所につき平均 4 社に対して料金の支払いがあるとしても、全国に 3 5 0 0 の拠点（事業所）を有する企業では、年間 1 6 8 0 0 0 枚の納付書の手続きが実行される。また、1 つの事務所で、毎月、電力は高圧・低圧の 2 枚、電話はファクシミリ、携帯電話、第二電電等を含めて 3 ~ 5 枚、水道が 1 ヶ月おきに 1 枚としても、これらだけで 6 ~ 8 枚の納付書になる。さらに、公共料金だけでも、全国で、電力 9 社、電話 1 2 社、ガス 1 0 0 社、水道 8 0 0 社の計 9 2 1 社になり、これに、地方自治体（固定資産税や都市計画税、自動車税）、放送局、新聞、リース料、地代家賃、各種会費等の料金支払いを含めると、その事務量は膨大なものとなる。

【0005】一方、建設物が竣工するまでの期間だけ建設現場を設置するような移動型産業の場合には、取引の統廃合が激しく、一見管理が複雑とみられるので、現地清算主義が採用されている。そのため、請求機関の数及びその種類が多く、これらを中央でまとめても、管理が行き届かず、引き落とされた後に負担口座と照合する作業は、納付書払いのケースと手間が変わらないという事情もある。また、銀行のサービス商品の事後処理型自動振込制度では、キャパシティに限界がある。このような諸事情と、自動引き落とし手続きに時間がかかることもあって、自動引き落としと納付書払いの混在も発生し、総じて大規模企業における公共料金等の支払い処理は、煩雑になっている。

【0006】そこで、本発明者等は、料金の事前一括請求明細通知・一括支払システムを開発し提案した（例えば特開平 9 - 3 2 5 9 9 8 号公報、平成 8 年 1 1 月 1 日発行の刊行物「Business Research」通巻 8 6 9 号（社団法人企業研究会）P 6 4 ~ 7 1「公共料金・税金の事前一括請求明細通知・一括支払システムの企画・開発」）。そのシステム構成を示したのが図 9 であり、その概要を以下のようなものである。

【0007】まず、請求機関である公共サービス機関等が検針等により使用量を把握し、料金明細データを作成して磁気データのかたちで銀行等の事務センターに持ち込まれると、その中から負担機関である企業のデータを抽出して支払日単位にまとめた請求明細データを作成する。この請求明細データからフィルター機能により契約者番号を読み取って企業の登録済の契約者番号に変換することにより、拠点事務所と経理部で契約者番号と負担口座を登録した負担口座マスターとマッチング処理し振替リスト・伝票を起票する。この処理により、会計処理と資金手当ての簡易化、負担の軽減を図ったものである。

【 0 0 0 8 】

【発明が解決しようとする課題】しかし、従来のシステムによれば、上記のように請求機関である公共サービス機関等は、料金明細データを記録した記録媒体、例えば磁気テープを銀行等の金融機関に持ち込むと共に、さらに請求通知書を作成して個別にその負担機関である企業に送付している。そのため、請求機関である公共サービス機関等にとっては、料金明細データの作成に加えて、請求通知書の作成の負担がかかり、さらには、その送付にかかる手間とコストも無視できない。

【 0 0 0 9 】また、負担機関である企業にとっては、銀行等からの請求明細データに基づく振替リスト・伝票の起票を経理で行うのに対し、公共サービス機関等からの請求通知書を拠点事務所で受理するので、振替リスト・伝票と請求通知書を一括して管理することができない。さらには、公共サービス機関等の同じ料金明細データであっても、拠点事務所やその用途、内訳によって経費費目が異なる場合があるが、このような場合の会計処理に対応できないという問題がある。例えば電話料金の場合、通常の国内通話料金は消費税の課税対象となるのに対して、国際通話料金は消費税が非課税になる。また、通話料金は通信費の経費費目が使われるのに対し、電報料金は交際費の経費費目が使われる。したがって、これらを企業の会計処理において識別できるようにすることが求められる。

【 0 0 1 0 】

【課題を解決するための手段】本発明は、上記の課題を解決するものであって、拠点事業所の多い利用企業でも公共料金等の振替処理、支払承認の手続きを簡便化でき、資金運用の無駄をなくし事務の省力化を可能にするものである。

【 0 0 1 1 】そのために本発明は、収納機関の請求する料金に係る金融機関や口座、請求の内訳科目の情報を含む料金明細データを記録した記録媒体を入力して金融機関の口座振替のために必要な情報を有する口座振替データ及び請求項目毎に請求の内訳科目の情報を含む電子請求・内訳明細データを作成し利用企業に配信する料金明細データ配信処理システムであって、電子データとして収納機関毎のデータフォーマットで記録された少なくとも送付先、発出元、契約番号、請求内訳、金融機関の情報を有する料金明細データを記録媒体から入力する料金明細データ入力部と、各収納機関と金融機関、利用企業に対応して参照することにより前記収納機関毎のデータフォーマットの料金明細データの前記送付先、発出元、料金種別、請求内訳、金融機関の情報から集配信コード、企業コード、種別コード、配信基準日を有するキー部と口座振替に関する情報を有するデータ部からなる口座振替データ、及び請求額と内訳情報と契約番号の情報を有する電子請求・内訳明細データを編集し作成するための編集用データを有する編集用テーブルと、料金明細

データ入力部より入力された前記料金明細データから前記編集用テーブルを参照して金融機関毎に前記口座振替データを編集し作成する口座振替編集部と、料金明細データ入力部より入力された前記料金明細データから前記編集用テーブルを参照して前記利用企業毎に前記電子請求・内訳明細データを編集し作成する電子請求・内訳明細編集部処理部と、前記利用企業毎に支払日単位の請求データを書き込んで管理する支払日管理データファイルを有し、当該支払日の所定の営業日前に前記電子請求・内訳明細データを配信する通信制御部とを備えたことを特徴とするものである。

【 0 0 1 2 】また、前記料金明細データは、管理レコードと複数の請求書作成番号レコードと会社合計レコードからなり、前記管理レコードは、少なくとも送付先企業コード、発出元企業コードの情報を有し、前記請求書作成番号レコードは、少なくとも契約番号、請求額合計、請求件数、金融機関、口座、複数の請求内訳の情報を有し、前記会社合計レコードは、送付先、請求額合計、請求件数の情報を有し、前記請求内訳は、内訳コードと内訳額からなり、前記データ部は、ヘッダーレコードと複数のデータレコードとトレーラレコードとエンドレコードとトータルレコードからなり、前記ヘッダーレコードは、少なくとも種別コード、振替日、銀行コード、口座の情報を有することを特徴とするものである。

【 0 0 1 3 】

【発明の実施の形態】以下、本発明の実施の形態を図面を参照しつつ説明する。図 1 は本発明に係る料金明細データ配信処理システムの実施の形態を示す図、図 2 は料金明細データ配信処理システムによる全体の処理の流れを説明するための図である。図中、1 は料金明細データ入力部、2 は編集用テーブル、3 は口座振替編集部、4 は電子請求・内訳明細編集部、5 は口座振替処理部、6 は通信制御部、1 1 は収納機関、1 2 は料金明細データ配信処理システム、1 3 は利用企業を示す。

【 0 0 1 4 】図 1 (A) において、料金明細データ入力部 1 は、収納機関の請求する料金に係る金融機関や口座、請求の内訳科目の情報を含む料金明細データを読み込み入力するものであり、料金明細データは、電子データとして磁気テープやフロッピーディスクその他の記録媒体に格納され、記録媒体は、収納機関である電話会社や電力会社、ガス会社、リース会社、税務署、地方自治体、その他各種料金、税金等を請求する機関より持ち込まれるものである。編集用テーブル 2 は、それぞれの収納機関のデータフォーマットの料金明細データから金融機関の口座振替のために必要な情報を有する口座振替データにデータを変換し編集することにより、銀行等の各金融機関で処理されるデータフォーマットの口座振替データを作成し、同様に料金明細データから請求項目毎に請求の内訳科目の情報を含む電子請求・内訳明細データにデータ変換し編集することにより、各利用企業（請求

先、支払企業)で処理されるデータフォーマットの電子請求・内訳明細データを作成するためのテーブルである。口座振替編集部 3 は、編集用テーブル 2 を参照することにより、料金明細データ入力部 1 で入力した料金明細データ①から銀行等の金融機関毎にデータを変換し編集して、各金融機関で処理するための口座振替データ②を作成するものである。電子請求・内訳明細編集部 4 は、編集用テーブル 2 を参照することにより、料金明細データ入力部 1 で入力した料金明細データ①から利用企業毎にデータを変換し編集して、各利用企業で処理するための電子請求・内訳明細データ③を作成するものである。口座振替処理部 5 は、口座振替編集部 3 で作成した口座振替データ②に基づき利用企業毎に処理して、例えば支払日の 2 ~ 7 日前の予め決められた日に料金通知を行い、利用企業の資金手当てに基づき支払日に利用企業の引き落とし口座(電子請求支払専用口座)から支払日単位の請求データ分の金額を払出し、収納機関の振込口座へ入金する。通信制御部 6 は、電子請求・内訳明細編集部 4 で作成した電子請求・内訳明細データ③を利用企業の経理部へ支払日より所定日前、例えば 10 ~ 15 日前に配信するものである。

【0015】上記構成の本発明に係る料金明細データ配信処理システムによれば、収納機関、金融機関、利用企業では、図 1 (B) に示すように電話会社や電力会社、ガス会社、リース会社、税務署、地方自治体、その他各種料金、税金等を請求する収納機関 1 1 が料金明細データを電子データとして記録媒体に格納して持ち込むことにより、料金明細データ配信処理システム 1 2 がこれを読み込み入力して口座振替データ及び電子請求・内訳明細データを作成し、金融機関、利用企業 1 3 に応じて必要なデータを作成して通知、配信を行う。料金明細データ配信処理システム 1 2 は、それぞれ複数の収納機関、金融機関、利用企業を対象とすることができ、各金融機関が口座振替処理部 5 として存在することになる。したがって、他の入力部やテーブル、処理部等(1 ~ 4、6)を各金融機関に共通の構成機関となり、口座振替編集部 3 から作成した各金融機関に対応する口座振替データが口座振替処理部 5 に送られる。そして、利用企業 1 3 では、電子請求・内訳明細データが例えば支払日の約 10 日 ~ 15 日前に金融機関(口座振替処理部 5)のサーバからファームバンキングサービス(FBサービス)により C システム(銀行の FB ソフト)で受信することができ、さらに口座振替データが例えば支払日より 2 ~ 7 日前に C システム(通信制御部 6)で受信することができる。

【0016】したがって、利用企業 1 3 の経理部では、社内イントラネットや電子メールを利用して分散している事業所に電子請求・内訳明細書を送付して支払承認を実行させ、事業所で支払承認した請求内容を確認し、電子請求支払専用口座に請求金額と同額を入金することが

できる。このように利用企業 1 3 は、金融機関から提供されるパソコンソフトを利用して、事業所が契約しているサービス番号(例えば電話番号、契約機械番号等)と電子請求書のサービス番号を 1 件ずつマッチングすることにより付け替え処理ができる。さらに、課税非課税別かつ経費費目別に会計処理することもできる。他方、金融機関は、支払日に利用企業 1 2 の電子請求支払専用口座から請求金額を払出し、処理後に収納機関 1 1 の口座へ入金すればよい。

10 【0017】次に、全体の処理の流れを説明する。本発明に係る料金明細データ配信処理システムによる全体の処理の流れは、図 2 に示すようにまず、収納機関から記録媒体が持ち込まれると、記録媒体に格納された電子データの料金明細データを読み込み入力し(ステップ S 1 1)、収納機関、金融機関、利用企業を認識する(ステップ S 1 2)。そして、認識した収納機関、金融機関、利用企業に基づき編集用テーブルを参照して(ステップ S 1 3)、金融機関毎にその金融機関で処理するための口座振替データを作成し(ステップ S 1 4)、続けて利用企業毎にその利用企業で処理するための電子請求・内訳明細データを作成する(ステップ S 1 5)。ステップ S 1 4 で作成した口座振替データのうち各利用企業毎に所定の支払日、例えば 2 日後が支払日の口座振替データ、つまり支払日の 2 日前の口座振替データがあるか否かを調べ(ステップ S 1 6)、該当口座振替データがあれば、その口座振替データに基づき料金を利用企業に通知し(ステップ S 1 7)、また、該当口座振替データがなければ、次に進む。ステップ S 1 5 で作成した電子請求・内訳明細データのうち各利用企業毎に所定の支払日、例えば 10 日後が支払日の電子請求・内訳明細データ、つまり支払日の 10 日前の電子請求・内訳明細データがあるか否かを調べ(ステップ S 1 8)、該当電子請求・内訳明細データがあれば、その電子請求・内訳明細データを配信し(ステップ S 1 9)、該当電子請求・内訳明細データがなければ終了とする。

20 【0018】次に、データやテーブルの構成について説明する。図 3 は収納機関から持ち込まれる料金明細データの構成例を示す図、図 4 は口座振替データの構成例を示す図、図 5 は電子請求・内訳明細データの構成例を示す図、図 6 は編集用テーブルの構成例を示す図である。

30 【0019】或る電話会社から持ち込まれる電話料金に関する料金明細データの構成例を示したのが図 3 であり、そのファイル構成は、図 3 (A) に示すように管理レコード、請求書作成番号レコード 1、2、.....、N、会社合計レコードからなる。ここで、管理レコードは、年月、送付先企業や発元企業のコード等の情報を有するデータからなり、請求書作成番号レコードは、それぞれ電話番号、請求額合計、請求件数、金融機関、口座、払い宛、通話料金、請求内訳等の情報を有するデータからなる。そして、会社合計レコードは、送付先、請求額

合計、請求件数等の情報を有するデータからなる。つまり、請求書作成番号レコードは、電話番号毎に複数の請求内訳を有し、その請求内訳は、図 3 (B) に示すように内訳コードと内訳額からなる。電話料金の場合、図 3 (C) に示す基本使用料、配線使用料、電報料、工事料のように多数の科目名に分類されるので、これを内訳コードとして請求内訳に持たせている。利用企業における会計では、これらの科目により例えば基本使用料が電報料が通話料かにより経費費目が違ってくるので、内訳コードとその内訳額は、利用企業における会計処理上で必要な情報である。

【 0 0 2 0 】上記料金明細データに対し、或る金融機関の口座振替データは、キー部とデータ部からなるフォーマットが用いられ、キー部は、集配信コード、企業コード、種別コード、配信基準日からなり、データ部は、図 4 (A) に示すようにヘッダレコード、複数のデータレコード、トレーラレコード、エンドレコード、トータルレコードからなる。ヘッダレコードは、図 4 (B) に示すようにデータ区分、種別コード、作成日、振替日、銀行コード、銀行名、支店コード、支店名、預金種目、口座番号、口座名等の情報を有するデータからなり、データレコードは、それぞれ図 4 (C) に示すようにデータ区分、照会番号、振替日、振替結果コード、料金コード、引落金額、料金コード、請求機関コード、請求機関名、お客様番号等の情報を有するデータからなる。これに対し、トレーラレコードは、図 4 (D) に示すようにデータ区分、合計件数、合計金額、振替済件数、振替済金額、振替不能件数、振替不能金額、A 合計件数、A 振替済件数、A 振替不能数、B 合計件数、.....データレコード件数等の情報を有するデータからなり、エンドレコードは、図 4 (E) に示すようにデータ区分、レコード総件数、口座数等の情報を有するデータからなり、トータルレコードは、図 4 (F) に示すようにデータ区分、合計件数の情報を有するデータからなる。

【 0 0 2 1 】また、利用企業に配信する電子請求・内訳明細データは、図 5 に示すように請求額と内訳情報と電話番号 (電気、ガス、水道等のメータ番号、リースの機械番号等) の情報を有するデータからなる。先に述べたように例えば電話料金の場合、その内訳が基本料金が通話料金か工事料金が等により利用企業における経費費目が違ってくるが、それを電子請求・内訳明細データに内訳情報として付加している。その内訳情報として、例えば通話料金・基本料金を A、電話工事費を B、電報料金を C、国際通話料金を A T とし、他方、利用企業では、A を通信費、B を工事費、C を交際費、T を非課税の経費費目として処理するものと設定しておけば、電子請求・内訳明細データから図 5 に示すように処理することができる。すなわち、通話料金・基本料金の場合には、図 5 (A) に示すようにその内訳情報を A とすることにより、利用企業における会計では、電話番号の「 0 3 5 4

4 1 1 1 1 1 」から「本社 営業費 資金部」の勘定科目、内訳情報の「 A 」から「通信費」の経費費目として処理することができる。同様に電話工事費の場合には、図 5 (B) に示すようにその内訳情報を B とすることにより、「本社 営業費 資金部」の勘定科目、「工事費」の経費費目として、電報料金の場合には、図 5 (C) に示すようにその内訳情報を C とすることにより、「本社 営業費資金部」の勘定科目、「交際費」の経費費目として、国際通話料金の場合には、図 5 (D) に示すようにその内訳情報を A T とすることにより、「本社 営業費資金部」の勘定科目、「通信費非課税」の経費費目として処理することができる。

【 0 0 2 2 】各収納機関の料金明細データから各金融機関の口座振替データ、各利用企業の電子請求・内訳明細データにデータを変換し編集して金融機関毎の口座振替データ、利用企業毎の電子請求・内訳明細データを作成するために使用する編集用テーブルは、例えば図 6 に示すように各収納機関と金融機関、利用企業に対応して編集用データを有するものである。編集用データは、例えば収納機関から記録媒体が持ち込まれ、図 3 に示す料金明細データを読み込み入力すると、料金明細データの発元、送付先、金融機関の情報で編集用テーブルの収納機関、金融機関、利用企業を参照することにより読み出すことができる。そして、この編集用データに基づき図 4 に示すデータ部の各情報を図 3 に示す料金明細データからデータを変換し編集することにより、金融機関毎の口座振替データを作成する。同様に、図 5 に示す請求額、内訳情報、電話番号等を図 3 に示す料金明細データからデータを変換し編集することにより、利用企業毎の電子請求・内訳明細データを作成する。

【 0 0 2 3 】図 7 は支払日管理データファイルの構成例を示す図である。支払日単位の請求データの管理に用いられる支払日管理データファイルの例を示したのが図 7 であり、ここで、支払日管理データファイルは、各口座番号毎に、契約者コード別、支払日単位の請求金額を書き込むものである。このような支払日管理データファイルは、例えば金融機関に対応する口座振替処理部で用いられる。請求金額は、支払日の欄に収納機関から記録媒体が持ち込まれ料金明細データを読み込み入力したときに書き込まれ、カレンダーを基準として、例えば毎朝のシステムを立ち上げた時に所定の営業日前に各契約者コードの請求金額を読み出して支払日単位の口座振替データを発行することができる。この場合、各種別、機関毎に合計欄を設けて集計し、さらにその総計を求めるように処理してもよいし、また、請求金額は、支払日単位の口座振替データを発行した時にクリアするように処理してもよい。さらに、所定の営業日前に、つまり翌営業日以降の各日について指示により必要に応じて支払日単位の口座振替データをすべて作成するようにしてもよい。

【 0 0 2 4 】なお、本発明は、上記実施の形態に限定さ

れるものではなく、種々の変形が可能である。例えば図3～6に示して説明した各データやテーブル等は、収納機関、金融機関、利用企業の内容、会計システムその他の条件により異なるものである。また、料金明細データを受信して口座振替データを送信する間に表示出力、印刷出力する処理データも、機関の管理体系に応じて適宜変更される。

【0025】

【発明の効果】以上の説明から明らかなように、本発明によれば、収納機関の請求する料金に係る金融機関や口座、請求の内訳科目の情報を含む料金明細データを記録した記録媒体を入力して金融機関の口座振替データ及び利用企業の電子請求・内訳明細データにデータを変換し編集して、口座振替データを予め定められた支払日毎に集計し、あるいは電子請求・内訳明細データを予め定められた支払日に応じて利用企業に配信するので、拠点事業所の多い利用企業でも公共料金等の振替処理、支払承認の手続きを簡便化できる。しかも、請求書を電子化して配信するので、社内のイントラネットや電子メールを利用して分散している事業所に電子請求・内訳明細書を送付して支払承認させることができ、請求の内訳科目の情報を含ませることにより、課税非課税別や経費費目別に会計処理することも可能となる。さらに、分散している事業所の資金を集中化できるため、資金効率を高めて*

* 資金運用の無駄をなくすことができ、事務の省力化を図ることができる。

【図面の簡単な説明】

【図1】 本発明に係る料金明細データ配信処理システムの実施の形態を示す図である。

【図2】 料金明細データ配信処理システムによる全体の処理の流れを説明するための図である。

【図3】 収納機関から持ち込まれる料金明細データの構成例を示す図である。

10 【図4】 口座振替データの構成例を示す図である。

【図5】 電子請求・内訳明細データの構成例を示す図である。

【図6】 編集用テーブルの構成例を示す図である。

【図7】 支払日管理データファイルの構成例を示す図である。

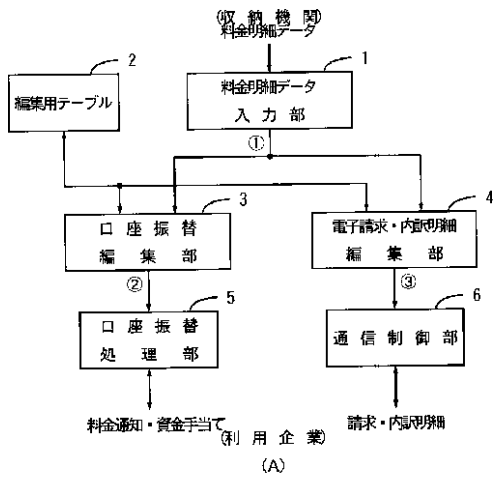
【図8】 従来の公共料金支払い体系の例を説明するための図である。

【図9】 料金一括支払システムの構成例を示す図である。

20 【符号の説明】

- 1...料金明細データ入力部、2...編集用テーブル、3...口座振替編集部、4...電子請求・内訳明細編集部、5...口座振替処理部、6...通信制御部、11...収納機関、12...料金明細データ配信処理システム、13...利用企業

【図1】



【図3】

(A) ファイル

管理レコード	年月、送付先、発出元
請求書作成番号レコード1	電話番号、請求額合計、請求件数、金融機関、口座、払い宛
請求書作成番号レコード2	通話料金、請求内訳
...	...
請求書作成番号レコードN	
会社合計レコード	送付先、請求額合計、請求件数

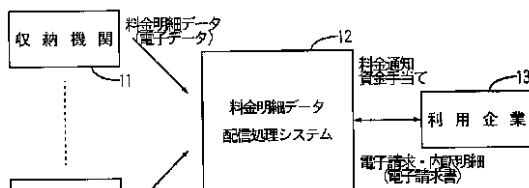
(B) 請求内訳

請求内訳1		請求内訳2	
内訳コード	内訳額	内訳コード	内訳額

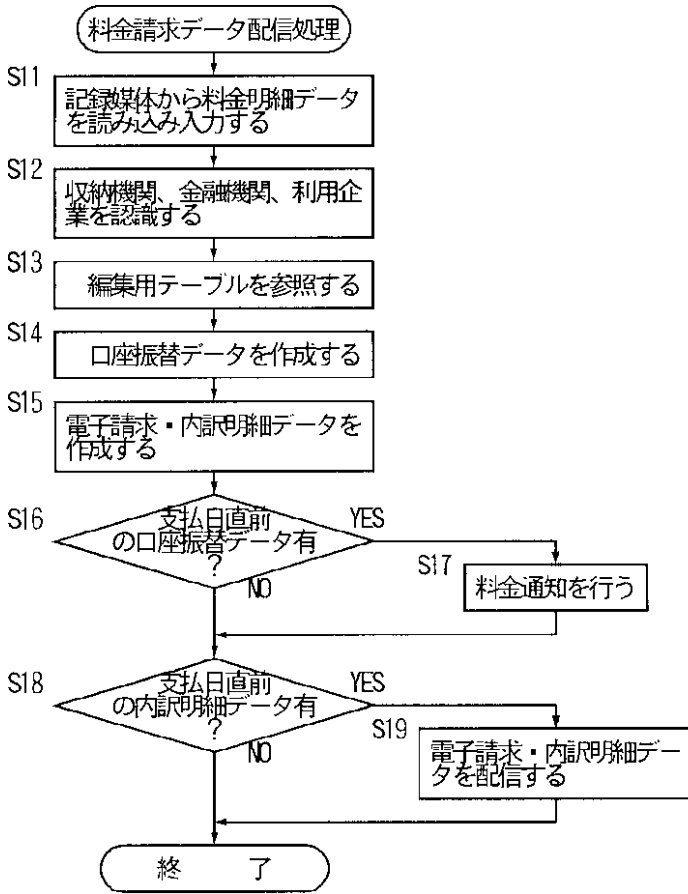
(C) 内訳コード

内訳コード001	基本使用料
002	配線使用料
017	電報料
019	工事料

(B)



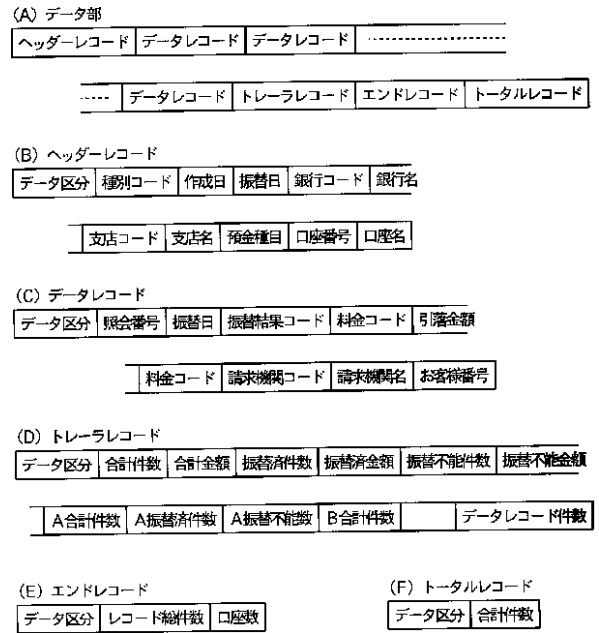
【図 2】



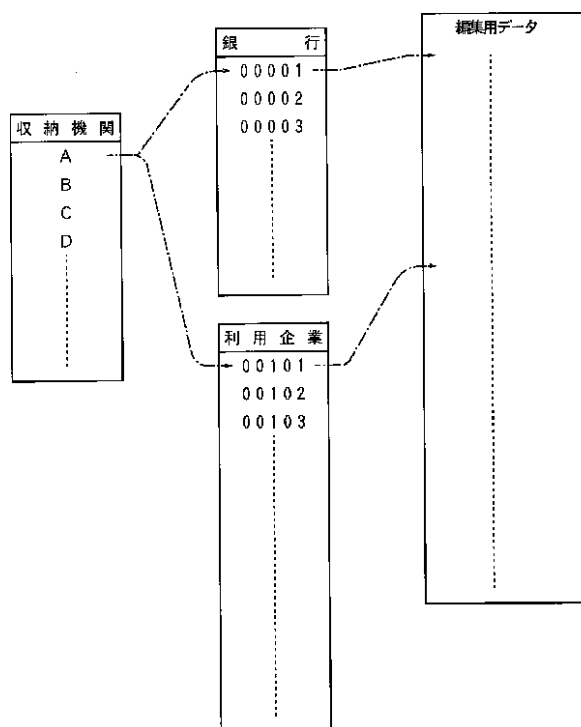
【図 5】

(A)	通話料金・基本料金	請求額 5,500円	内訳情報 A	電話番号 0354411111	→ 本社 営業費 資金部 通信費
(B)	電話工事費	請求額 12,000円	内訳情報 B	電話番号 0354411111	→ 本社 営業費 資金部 工事費
(C)	電報料金	請求額 800円	内訳情報 C	電話番号 0354411111	→ 本社 営業費 資金部 交際費
(D)	国際通話料金	請求額 11,500円	内訳情報 A T	電話番号 0354411111	→ 本社 営業費 資金部 通信費非課税

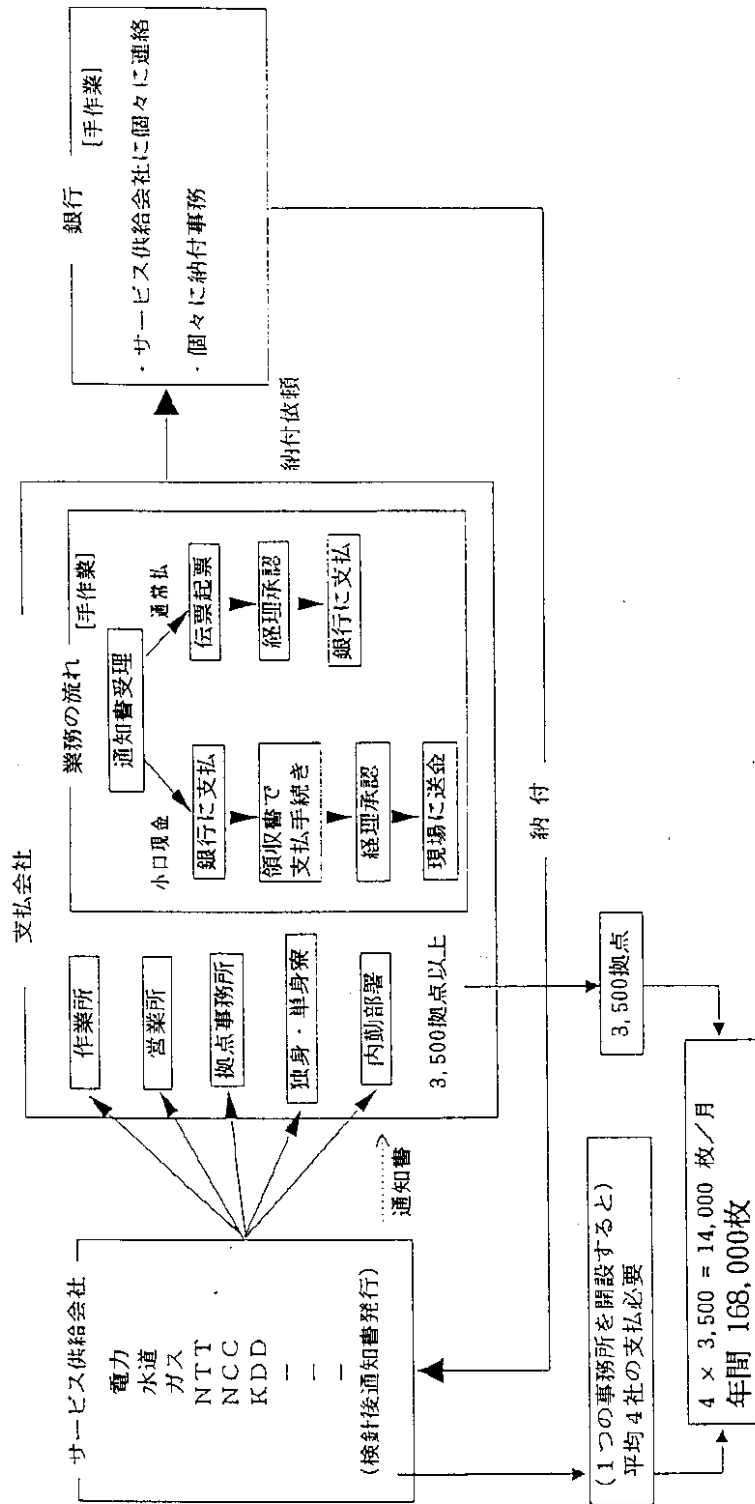
【図 4】



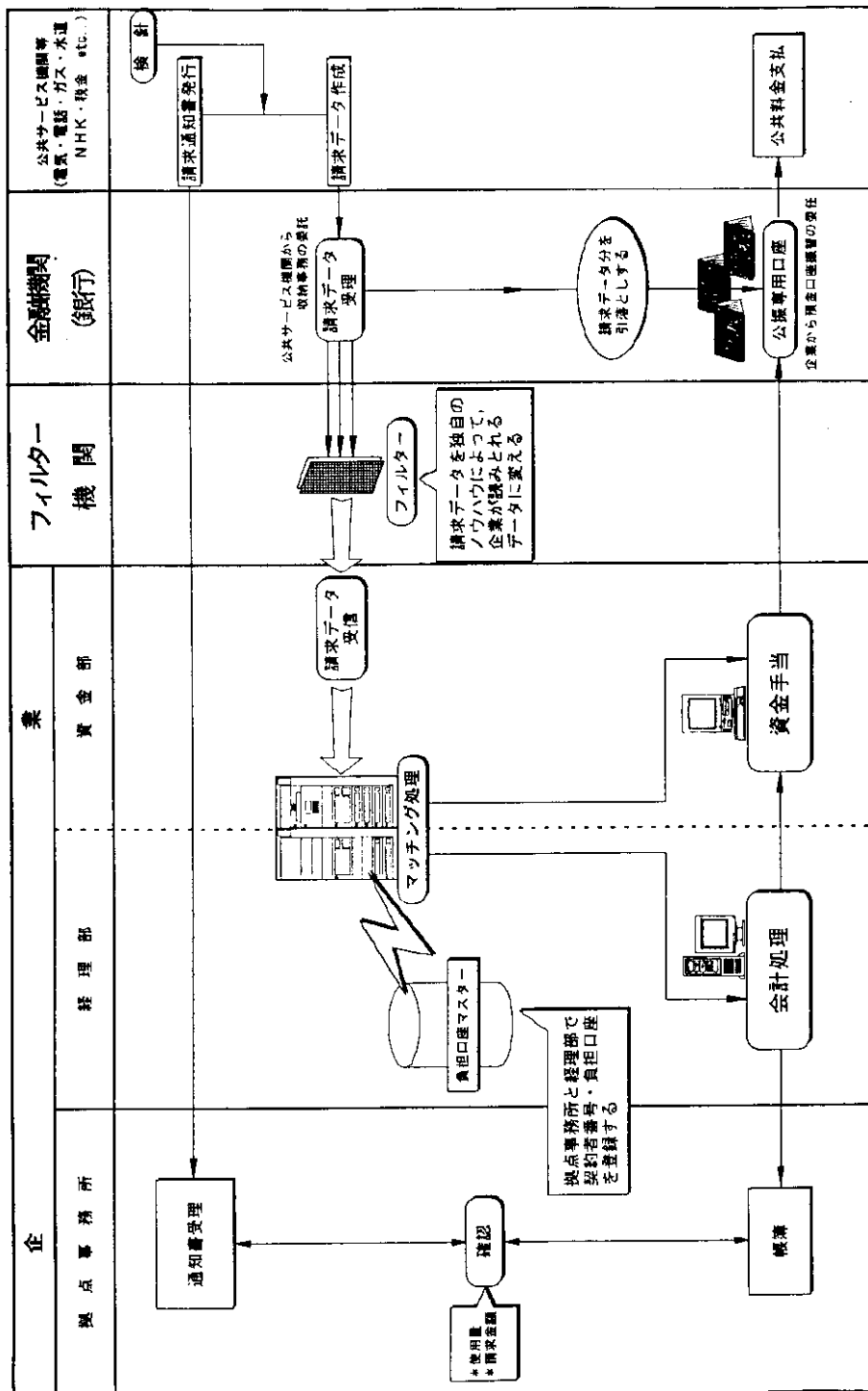
【図 6】



【図8】



【図9】



フロントページの続き

(72)発明者 半田 公男
 東京都港区芝浦一丁目2番3号 清水建設株式会社内

(72)発明者 古谷 俊之
 東京都港区芝浦一丁目2番3号 清水建設株式会社内

- (72)発明者 濱本 猛
東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号 清水建設株式会社内
- (56)参考文献 特開 平 9 - 325998 (J P , A)
特開 平 7 - 325874 (J P , A)
特開 平 7 - 325871 (J P , A)
特開 平 4 - 98362 (J P , A)
- (58)調査した分野(Int.Cl.⁷, D B 名)
G06F 17/60
J I C S T ファイル (J O I S)